

# 広島市地域防災計画等の修正（案）

## 概要

（令和8年4月修正）

- 1 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
- 2 津波に対応した指定緊急避難場所の指定要件の見直しに伴う修正
- 3 その他の主な修正

1 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

国及び県では、自治体等の防災機関が行う防災対応や、住民自らの防災行動に資することを目的として、注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報など、事象に応じた様々な情報（以下「防災気象情報」という。）を段階的に発表してきた。その結果、情報量の増加や運用の複雑化が課題として指摘されてきた。

このような状況を踏まえ、令和3年度から国の「防災気象情報に関する検討会」において情報体系の整理が行われ、令和8年の出水期（5月下旬（予定））から新たな防災気象情報の運用が開始される。

【参考】防災気象情報に関する検討会の最終とりまとめ（概要）

警戒レベル相当情報	防災気象情報				警戒レベル相当情報	防災気象情報			
	指定河川	洪水害	大雨浸水害	土砂災害		高潮	洪水に関する情報	大雨に関する情報	土砂災害に関する情報
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)		大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警戒情報	大雨警戒情報(浸水害)	大雨警戒情報(土砂災害)	警戒に切り替える可能性の高い高潮注意情報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警戒情報	レベル3 土砂災害警戒情報	レベル3 高潮警戒情報
2	氾濫注意情報	洪水注意情報	大雨注意情報		高潮注意情報	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意情報	レベル2 土砂災害注意情報	レベル2 高潮注意情報

主な改正点

- 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として「危険警報」を新設
- 情報名称そのものにレベルの数字を付して発表

これらの見直しに伴い、本市の避難情報の発令基準等について修正が必要があることから、以下のとおり対応するものである。

(1) 避難情報の発令基準の修正

ア 概要

国において、「防災気象情報に関する検討会」の最終とりまとめを踏まえ、気象業務法及び水防法の改正、並びに避難情報の発令基準を示した「避難情報に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改定が行われることに伴い所要の修正を行う。

イ 修正内容

「水防計画－第4章 避難対策－第3節 災害種別に応じた避難」に記載してある発令基準を、新たな防災気象情報の名称に合わせて修正する。

また、新たな防災気象情報では、短時間強雨により発生する内水氾濫を対象とした大雨に関する情報として「レベル4大雨危険警報」が新設されるとともに、改定したガイドラインにおいて、内水氾濫に対しても避難情報を発令することが明記された。このことを踏まえ、避難情報の発令基準への追記等の修正を行う。

なお、新たな防災気象情報の運用開始が令和8年5月下旬（予定）となっていることから、水防計画に追加として第8章を設け、運用開始後は当該内容に沿った対応が円滑にできるよう、所要の修正を行う。

【詳細は、別紙の1～8ページのとおり】

(2) 指定緊急避難場所（内水）の指定

ア 概要

見直し後の新たな防災気象情報では、内水氾濫も対象に大雨に関する情報が発表される。内水氾濫については、一般的に床上浸水が想定される0.5m以上の浸水が広範囲に点在・発生することが想定されており、立ち退き避難を促し、避難場所を開設する必要があることから、内水氾濫に対応した指定緊急避難場所を指定できるよう、所要の修正を行う。

イ 修正内容

指定緊急避難場所（内水）に係る指定基準は、国のガイドラインとの整合を図り、設定する。

【詳細は、別紙の9ページのとおり】

2 津波に対応した指定緊急避難場所の指定要件の見直しに伴う修正

(1) 概要

令和6年1月の能登半島地震や令和6年8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表、令和7年9月の南海トラフ巨大地震発生確率の見直しなどを受け、巨大地震に対する危機感が高まっていることから、市民等の生命の安全を確保するため、津波に対応した指定緊急避難場所のさらなる確保が重要となってくる。

このため、津波災害警戒区域内であっても、津波により倒壊しない等の構造条件を満たす学校を、新たに津波に対応した指定緊急避難場所に指定できるよう、所要の修正を行う。

(2) 修正内容

同警戒区域内の施設を津波に対応した指定緊急避難場所に指定できるよう、指定基準を修正する。

【詳細は、別紙の10ページのとおり】

3 その他の主な修正

事項	修正内容
国の防災基本計画の修正に基づき対応したことに伴う修正	昨年12月に学校給食センター運営事業者、本年3月に飲食業組合との間で協定を締結し、適温食の提供ができる体制の構築が可能になったことに伴い、国の防災基本計画に沿った修正を行う。
新たな協定の締結に伴う修正	災害応急対策における民間事業者との協定の締結に伴い修正を行う。

【詳細は、別紙の11～13ページのとおり】

1 新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正

(1) 避難情報の発令基準の修正

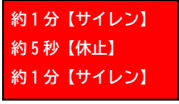
水防計画の第4章について、新たな防災気象情報の運用開始後は、追加で設けた第8章の記述に読み替えるものとする。

運用開始前					運用開始後				
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応					第8章 新たな防災気象情報の運用開始後の対応について (新規) 第1節 概要 新たな防災気象情報の運用開始後は、水防計画に記載されている従前の防災気象情報に関する記述を、本章に示すとおり、新たな情報を踏まえた記述に読み替えるものとする。  第2節 読み替え箇所一覧 (以下に記載のとおり)				
水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応					水防計画 第4章 避難対策 第3節 災害種別に応じた避難 第1 洪水への対応 1 段階に応じた対応 (1) 洪水予報河川				
段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動	段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 洪水注意報(警戒レベル2)が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)	第1段階	【状況把握】 レベル2 氾濫注意報が発表された場合	【注意体制】	(略)	(略)
第2段階	【注意喚起】 洪水警戒報(警戒レベル3相当情報)が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1~2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※2) 4 (略)	第2段階	【注意喚起】 レベル3 氾濫警戒報以上の警戒報が発表された場合	【警戒体制】	(略)	1~2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1) 4 (略)
第3段階	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 1 洪水警戒報(警戒レベル3相当情報)が発表され、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、「氾濫警戒情報」が通知された場合 2 漏水・侵食を発見したとの通報を受けた場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に警戒レベル3 (高齢者等避難)を発令する。 2 (略)	1~2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。_____	第3段階	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 レベル3 氾濫警戒報以上の警戒報が発表され、避難判断水位に到達した場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に、警戒レベル3 (高齢者等避難)を発令する。 2 (略)	1~2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)
第4段階	【警戒レベル4 (避難指示)】 1 「氾濫危険情報」が通知された場合 2 河川管理者から水位が堤防高又は背後地盤高を越えることが予想されることが得た場合 3 異常な漏水・侵食を発見したとの通報があった場合 4 巡視等により、漏水・侵食による堤防の決壊や越水・溢水の発生による浸水のおそれがあり、立ち退き避難が必要と判断した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4 (避難指示)を発令する。 約1分【サイレン】 約5秒【休止】 約1分【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 (略) 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※3) 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。	第4段階	【警戒レベル4 (避難指示)】 レベル4 氾濫危険警戒報以上の警戒報が発表され、氾濫危険水位に到達(※3)した場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※2)に、警戒レベル4 (避難指示)を発令する。 約1分【サイレン】 約5秒【休止】 約1分【サイレン】 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 (略) 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※4) 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~					~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~				

<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合 (災害が切迫している状況例) 1 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとの通報があった場合 2 水位が氾濫開始相当水位に到達、又は堤防高や背後地盤高に到達するおそれが高い場合 (災害発生の例) 3 「氾濫発生情報」が通知された場合 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	<p>【災害対策本部】</p>	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 (略)</p>	<p>緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3（略）</p>	<p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】 次に掲げる各情報(※5)により、災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合 (確認情報) 1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合 2 「レベル5氾濫特別警報」が発表された場合 (計測情報) 1 水位が氾濫発生水位に到達した場合 2 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合 ① 樋門・水門等の施設の機能障害がある状況 ② 排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況 ③ ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 (推定・予測情報) 洪水予測による水位予測で氾濫発生水位を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合</p>	<p>【災害対策本部】</p>	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。 2 (略)</p>	<p>緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。 1～3（略）</p>
<p>○ 基準水位の設定がない河川については、洪水警報が発表され、気象庁が公表する洪水警報の危険度分布で「警戒」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準に到達する場合）や、洪水警報の危険度分布で「危険」が出現した場合（流域雨量指数が洪水警報基準を大きく超過する場合）に、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>				<p>○ 安佐北区柳瀬地区にあっては、河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得た場合に警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。 ○ 状況欄に該当しない場合においても、堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生するなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>			
<p>※1 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。 ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p>				<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。 ※2 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。 ※3 氾濫発生水位への到達予測を含む。 ※4 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。 ※5 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。</p>			

(新規)

(2) 水位周知河川

段階	状 況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 レベル2大雨注意報が発表された場合	【注意体制】	気象情報や各地の雨量・水位の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に注意する。
第2段階	【注意喚起】 レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合	【警戒体制】	1 防災行政無線等により、該当区への注意喚起、要配慮者に対する早めの避難準備や自主避難の呼びかけを行う。 2 住民から異常通報があった地域やあらかじめ定められた区域への巡視を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に十分注意する。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1) 4 堤防の亀裂や漏水など異常な現象を発見したときは、区役所や消防署へ通報する。
第3段階	【警戒レベル3 (高齢者等避難)】 レベル3大雨警報以上の警報が発表され、「レベル3氾濫警戒情報」が通知された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※2)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 原則として、小学校区に1箇所拠点的な指定緊急避難場所を開設する。	1 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。 2 要配慮者及び避難支援等関係者は、避難行動を開始する。 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1)
第4段階	【警戒レベル4 (避難指示)】 「レベル4氾濫危険情報」が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※2)に、警戒レベル4(避難指示)を発令する。  2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。	1 直ちに避難する。 2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所(上階)に退避する。(※3) 状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。
~~~~<<警戒レベル4までに必ず避難>>~~~~				

		<p><b>【警戒レベル5（緊急安全確保）】</b> 次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合</p> <p>&lt;確認情報&gt;</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>2 「レベル5氾濫発生情報」が通知された場合</p> <p>&lt;計測情報&gt;</p> <p>1 水位が氾濫発生水位に到達した場合</p> <p>2 次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況</p> <p>③ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>&lt;推定・予測情報&gt;</p> <p>レベル5大雨特別警報が発表され、洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合</p>	<p>【災害対策本部】</p>	<p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。</p> <p>2 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。</p>	<p>緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。</p> <p>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。</p> <p>2 指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。</p> <p>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。</p>
		<p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 異常洪水時防災操作が開始される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生するなど、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>			
		<p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※2 洪水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した水位観測所の受持ち区間内からの浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p> <p>※4 警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。</p>			
<p><u>（新規）</u></p>	<p><u>(3) その他河川</u></p> <p>レベル3大雨警報が発表され、洪水キキクルで「警戒（赤）」が出現した場合やレベル4大雨危険警報が発表され、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現した場合など、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>また、災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。</p>				

第2 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

段階	状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動
第1段階	【状況把握】 大雨注意報(警戒レベル2)が発表された場合	【注意体制】		(略)
第2段階	【注意喚起】 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報)が発表された場合 2 前兆現象など身の危険を感じた場合	【警戒体制】	(略)	1~2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※2) 4 (略)
第3段階	【警戒レベル3(高齢者等避難)】 大雨警報(警戒レベル3相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※3)に危険度(3時間後に基準値超過)が表示された場合	【災害警戒本部】	1 防災行政無線等により、必要な区域(※1)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。 2 (略)	1~2 (略) 3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、しが開設した指定緊急避難場所に避難する。(※2)
第4段階	【警戒レベル4(避難指示)】 1 大雨警報(警戒レベル3相当情報)又は土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報)が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(2時間後に基準値超過、1時間後に基準値超過、実況で基準値超過)が表示された場合 2 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 3 土砂災害緊急情報が通知された場合	【災害対策本部】	1 必要な区域(※1)に、警戒レベル4(避難指示)を発令する。 急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場の開設を待たず、迅速に発令する。 <b>約1分【サイレン】</b> <b>約5秒【休止】</b> <b>約1分【サイレン】</b> 2 被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 3 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、警戒レベル4(避難指示)の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4(避難指示)発令の周知を図る。	(略)

~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~

第2 土砂災害への対応

1 段階に応じた対応

| 段階   | 状況                                                                                                                                                     | 本市の体制    | 本市の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                | 住民の行動                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1段階 | 【状況把握】<br>レベル2土砂災害注意報が発表された場合                                                                                                                          | 【注意体制】   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      | (略)                                                                                |
| 第2段階 | 【注意喚起】<br>レベル3土砂災害警報以上の警報が発表された場合                                                                                                                      | 【警戒体制】   | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1~2 (略)<br>3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1)<br>4 (略)     |
| 第3段階 | 【警戒レベル3(高齢者等避難)】<br>レベル3土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報(※2)に危険度(3時間後までに危険警報基準超過)が表示された場合                                                               | 【災害警戒本部】 | 1 防災行政無線等により、必要な区域(※3)に、警戒レベル3(高齢者等避難)を発令する。<br>2 (略)                                                                                                                                                                                                                                | 1~2 (略)<br>3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所、市が開設した指定緊急避難場所に避難する。(※1) |
| 第4段階 | 【警戒レベル4(避難指示)】<br>1 レベル4土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報に危険度(2時間後までに危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、実況で危険警報基準超過)又は実況で特別警報基準値超過が表示された場合<br>2 土砂災害緊急情報が通知された場合 | 【災害対策本部】 | 1 必要な区域(※3)に、警戒レベル4(避難指示)を発令する。<br>急激に気象が変化し、危険が高まった場合は、指定緊急避難場の開設を待たず、迅速に発令する。<br><b>約1分【サイレン】</b><br><b>約5秒【休止】</b><br><b>約1分【サイレン】</b><br>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。<br>3 レベル5土砂災害特別警報が発表された場合は、警戒レベル4(避難指示)の発令区域が適切であるか確認するとともに、再び避難行動を促すために警戒レベル4(避難指示)発令の周知を図る。 | (略)                                                                                |

~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~

|  |   |          |   |  |
|--|---|----------|---|--|
| 第5段階   | <p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】<br/> <u>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</u><br/> <u>（災害が切迫している状況例）</u><br/> <u>1 斜面のひび割れ、大量の湧き水の発生、地鳴りなど土砂災害発生の前兆現象の通報があった場合</u><br/> <u>2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で特別警報基準値超過）が表示され、引き続き、土壌雨量指数の上昇が見込まれる場合</u><br/> <u>（災害発生の場合）</u><br/> <u>3 土砂災害（かけ崩れや土石流）の発生が確認された場合</u></p> | 【災害対策本部】 | <p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が<u>発生・切迫</u>している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。<br/>                 2 （略）</p> | <p>緊急安全確保は、災害が<u>発生・切迫</u>した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。<br/>                 1～3（略）</p> |
| <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。<br/>                 ○ 状況欄に該当しない場合においても、<u>災害のおそれがあり</u>早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>   |   |          |   |  |
| <p>※1 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。<br/>                 ※2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。<br/>                 ※3 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準値超過、<u>実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過</u>）を区分して表示）<br/>                 ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。<br/>                 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。<br/>                 ※5 <u>大雨警報（土砂災害）発表後は、実効雨量（7.2時間半減期）を、本市が土砂災害の危険性を把握する土砂災害に関するメッシュ情報の補完情報として参照する。</u></p> |   |          |   |  |

|  |   |          |   |  |
|--|---|----------|---|--|
| 第5段階   | <p>【警戒レベル5（緊急安全確保）】<br/> <u>次に掲げる各情報により災害が切迫・発生していることを把握し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を</u><br/>                 促す必要があると発令権者が判断した場合<br/>                 &lt;災害切迫・発生情報&gt;<br/> <u>1 レベル5土砂災害特別警報が発表された場合</u><br/> <u>2 土砂災害に関するメッシュ情報に危険度（実況で特別警報基準超過）が表示された場合</u><br/> <u>3 土砂災害の発生が確認された場合</u></p> | 【災害対策本部】 | <p>1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が<u>切迫・発生</u>している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。<br/>                 2 （略）</p> | <p>緊急安全確保は、災害が<u>切迫・発生</u>した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。<br/>                 1～3（略）</p> |
| <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。<br/>                 ○ 状況欄に該当しない場合においても、<u>土砂災害の前兆現象が発見されるなど</u>、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p>   |   |          |   |  |
| <p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。<br/>                 ※2 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、<u>実況で危険警報基準超過、1時間後までに危険警報基準超過、2時間後までに危険警報基準超過、3時間後までに危険警報基準超過、6時間後までに注意報基準超過</u>）を区分して表示）<br/>                 ※3 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域とし、危険が確認された盛土等その他の危険区域は自主防災組織などとあらかじめ協議して設定する区域とする。<br/>                 ※4 屋外の移動に危険が伴う場合は、①堅固な建築物の上階に移動する、②木造建築物でも上階のしかも山の反対側のほうに移動することにより、少しでも危険性が低くなる。<br/>                 なお、土砂災害ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の土砂災害警戒区域や避難所、避難経路等を確認しておく。</p> |   |          |   |  |

第3 高潮への対応

1 段階に応じた対応

| 段階  | 状況   | 本市の体制            | 本市の対応   | 住民の行動  |
|---|--|------------------|---|--|
| 第1段階  | 【状況把握】<br>台風や低気圧が接近する可能性がある場合  | 必要に応じて<br>【注意体制】 |   |  |
| 第2段階  | 【注意喚起】<br><u>高潮注意報（警戒レベル3相当情報）</u><br>が発表され、 <u>本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが見込まれるとき。</u><br><br>（ <u>気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。</u> ）   | 必要に応じて<br>【警戒体制】 | （略）   |  |
| 第3段階  | 【警戒レベル3（高齢者等避難）】<br>1 <u>高潮警報（警戒レベル4相当情報）</u><br>が発表され、 <u>本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、災害の発生するおそれがあるとき。</u><br><br>（ <u>気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえる。</u> ）   | 【災害警戒本部】         |   | （略）  |
| 第4段階  | 【警戒レベル4（避難指示）】<br>1 <u>高潮警報（警戒レベル4相当情報）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表され、本市の全部又は一部が台風の暴風域内に入ることが確実であると予測され、重大な被害が発生するおそれがある場合。</u><br>2 <u>巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあると判断した場合</u>  | 【災害対策本部】         | 1 （略）<br>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。  |  |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~   |  |                  |   |  |
| 第5段階  | 【警戒レベル5（緊急安全確保）】<br><u>災害が発生し、又は切迫している状況において、指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であり、住民等に対し立退き避難を中心とした避難行動から直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合</u><br><u>（災害が切迫している状況例）</u><br>1 <u>越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれが高まったとの通報があった場合</u><br><u>（災害発生の場合）</u><br>2 <u>異常な越波・越流が発生した場合</u><br>3 <u>海岸堤防等が倒壊した場合</u> | 【災害対策本部】         | 1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況を、「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難が遅れた居住者等がとる次善の行動である。1～3（略）<br>2 （略） | 緊急安全確保は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難が遅れた居住者等がとる次善の行動である。1～3（略） |
| <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、<u>巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあるなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u></p>   |  |                  |   |  |
| <p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。<br/>                 ※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。<br/>                 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。<br/>                 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p> <p>※ <u>警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」も活用する。</u></p> |  |                  |   |  |

第3 高潮への対応

1 段階に応じた対応

| 段階   | 状況  | 本市の体制            | 本市の対応   | 住民の行動  |
|--|---|------------------|---|--|
| 第1段階   | 【状況把握】<br>台風や低気圧が接近する可能性がある場合   | 必要に応じて<br>【注意体制】 |   |  |
| 第2段階   | 【注意喚起】<br><u>レベル2高潮注意報</u><br>が発表された場合  | 【警戒体制】           |   | （略）  |
| 第3段階   | 【警戒レベル3（高齢者等避難）】<br><u>レベル3高潮警報</u> が発表された場合  | 【災害警戒本部】         |   | （略）  |
| 第4段階   | 【警戒レベル4（避難指示）】<br><u>レベル4高潮危険警報が発表された場合</u>   | 【災害対策本部】         | 1 （略）<br>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。  |  |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難>~~~~  |   |                  |   |  |
| 第5段階   | 【警戒レベル5（緊急安全確保）】<br><u>次に掲げる各情報（※4）により災害が切迫・発生していることを把握し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合</u><br><u>（確認情報）</u><br><u>堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合</u><br><u>（計測情報）</u><br><u>レベル5高潮特別警報、高潮氾濫発生情報が発表された場合</u><br><u>（推定・予測情報）</u><br><u>直近の高潮予測により、潮位がレベル5高潮特別警報の発表基準潮位に既に到達していると思われる場合</u> | 【災害対策本部】         | 1 必要な区域に、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5（緊急安全確保）は必ず発令できるものではない。<br>2 （略） | 緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難が遅れた居住者等がとる次善の行動である。1～3（略） |
| <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような潮位上昇が見込まれる台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、<u>巡視等により越波・越流のおそれや海岸堤防等の倒壊のおそれがあるなど、災害のおそれがあり早めの立退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u></p> <p>○ <u>状況欄に該当する場合においても、気象台が開催する台風説明会の内容を踏まえ、必要に応じて警戒レベル3（高齢者等避難）又は警戒レベル4（避難指示）を発令する。</u></p>  |   |                  |   |  |
| <p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。<br/>                 ※2 高潮浸水想定区域を基本とし、必要に応じ自主防災組織など地域住民とあらかじめ協議して設定する区域とする。<br/>                 ※3 堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。<br/>                 また、洪水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p> <p>※4 <u>警戒レベル5（緊急安全確保）の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」も活用する。</u></p> |   |                  |   |  |

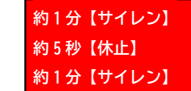
第5 内水（雨水出水）への対応

1 段階に応じた対応

| 段階   | 状況                          | 本市の体制  | 本市の対応               | 住民の行動                                 |
|------|-----------------------------|--------|---------------------|---------------------------------------|
| 第1段階 | 【状況把握】<br>大雨注意報が発表された場合     | 【注意体制】 | (略)                 | (略)                                   |
| 第2段階 | 【状況把握】<br>大雨警報(浸水害)が発表された場合 | 【警戒体制】 | 防災行政無線等により、注意喚起を行う。 | 1 (略)<br>2 状況に応じ、建物内の安全な場所(上階)等へ避難する。 |

第5 内水（雨水出水）への対応

1 段階に応じた対応

| 段階   | 状況   | 本市の体制    | 本市の対応   | 住民の行動  |
|--|--|----------|---|--|
| 第1段階   | 【状況把握】<br>レベル2大雨注意報が発表された場合  | 【注意体制】   | (略)   | (略)  |
| 第2段階   | 【注意喚起】<br>レベル3大雨警報以上の警報が発表された場合  | 【警戒体制】   | 防災行政無線等により、該当区への注意喚起や自主避難の呼びかけを行う。  | 1 (略)<br>2 避難の準備を行う(持っていくものの整理、避難場所の確認・確保、家族との連絡など)。<br>3 状況に応じ、あらかじめ決めておいた安全な場所にある知人宅や地域が自主的に開設した避難場所に自主避難する。(※1)   |
| 第3段階   | 【警戒レベル4(避難指示)】<br>1 レベル4大雨危険警報以上の警報が発表され、浸水キキクルで「危険(紫)」が出現した場合<br>2 内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)が発表された場合   | 【災害対策本部】 | 1 必要な区域(※2)に警戒レベル4(避難指示)を発令する。<br>急激に気象が変化し、危険度が高まった場合は、指定緊急避難場所の開設を待つことなく、迅速に発令する。<br><br>2 被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、順次必要な指定緊急避難場所を開設する。 | 1 直ちに避難する。<br>2 指定緊急避難場所等への移動中に、急激な気象変化により、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険を伴う場合には、建物内の安全な場所に待避する。(※3)<br>状況が落ち着いた段階で、より安全な場所へ移動する。  |
| ~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~  |  |          |   |  |
| 第4段階   | 【警戒レベル5(緊急安全確保)】<br>次に掲げる各情報(※4)により災害が切迫・発生していることを把握し、「立ち退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動への変容を促す必要があると発令権者が判断した場合<br>〈確認情報・計測情報〉<br>重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等<br>〈推定・予測情報〉<br>レベル5大雨特別警報の発表があった場合等 | 【災害対策本部】 | 1 必要な区域に、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令する。ただし、災害が切迫・発生している状況を、必ず把握できるとは限らないため、警戒レベル5(緊急安全確保)は必ず発令できるものではない。<br>2 警戒レベル5(緊急安全確保)を発令した区域には、具体的な災害の発生状況やとり得る行動等を可能な限り伝達することに注力する。   | 緊急安全確保は、災害が切迫・発生した段階での行動であり、適切なタイミングで「立ち退き避難」をしなかった又はできなかったことにより、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動である。<br>1 命の危険があることから、直ちに安全を確保するための行動をとる。<br>2 指定緊急避難場所等への避難がかわって危険である場合は、相対的に安全だと判断できる少しでも高い場所へ移動する。<br>3 「緊急安全確保」は必ず発令される情報ではないことに注意する。 |
| <p>○ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)の周知を行う。</p> <p>○ 警戒レベル3以上の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合、又は立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合には、防災関係機関等から情報収集を行い、必要に応じて早めに警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。</p> <p>○ 状況欄に該当しない場合においても、災害のおそれがあり早めの立ち退き避難等が必要な場合には、警戒レベル3(高齢者等避難)又は警戒レベル4(避難指示)を発令する。</p> <p>※1 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。</p> <p>※2 雨水出水浸水想定区域を目安とし、基準を超過した浸水が想定される区域を対象とする。</p> <p>※3 床上浸水等のおそれがなく、あらかじめ3日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。浸水ハザードマップ等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認のうえ、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。</p> <p>※4 警戒レベル5(緊急安全確保)の発令に当たっては、「確認情報」や「計測情報」をもとに判断することを基本とするが、その確認に時間を要する場合は、精度を十分に考慮しつつ、必要に応じて「推定・予測情報」の活用も検討する。</p> |  |          |   |  |

※ 下水道局が管理するシステムにより内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)が発表された場合は、地下街管理者へ内水氾濫危険情報(雨水出水特別警戒水位到達情報)の周知を行うとともに、警戒レベル4(避難指示)の発令を行う。また、地下街等への進入防止や低い場所からの立ち退きを必要な区域に指示する。さらに、災害が発生し、又は切迫している状況において、直ちに命を守るための行動をとるよう促す必要があると発令権者が判断した場合は、警戒レベル5(緊急安全確保)を発令する。

(削除)

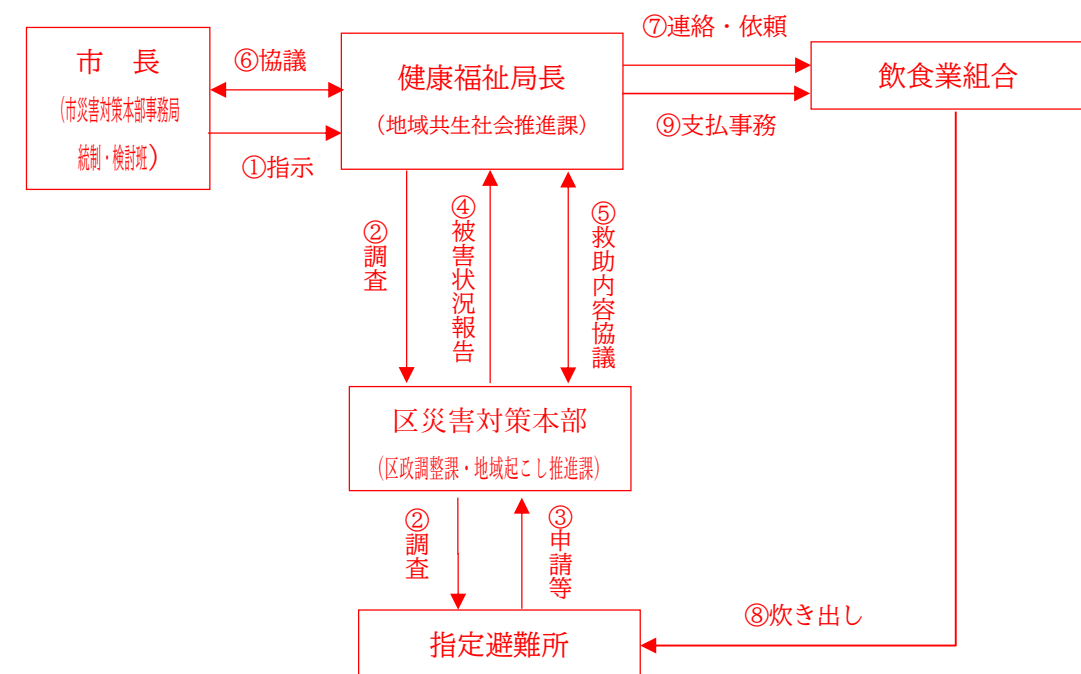


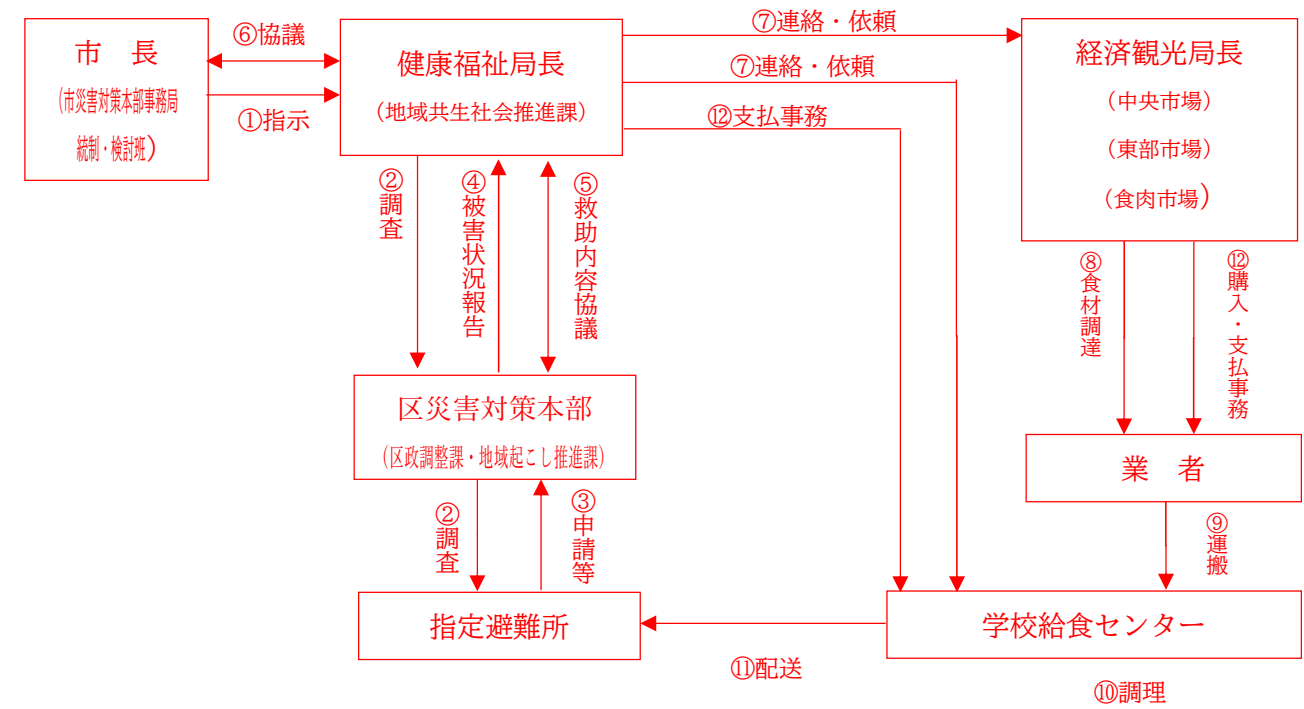
## 2 津波に対応した指定緊急避難場所の指定要件の見直しに伴う修正

| 修正前   | 修正後   |
|---|---|
| <p>基本・風水害対策編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>第4 避難場所等の基準</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害種別ごとの指定基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 津波</p> <p>広島県津波浸水想定図※に基づく津波災害警戒区域外の施設又は場所であること。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>なお、施設については、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。</p> <p>※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。</p> | <p>基本・風水害対策編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第6節 避難体制の整備</p> <p>第4 避難場所等の基準</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害種別ごとの指定基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 津波</p> <p>広島県津波浸水想定図※に基づく津波災害警戒区域外の施設又は場所であること。</p> <p><u>ただし、津波災害警戒区域内の津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号、第2号及び法施行規則第31条第1号に基づき定められている基準を満たす施設であって、想定される浸水深以上の高さに避難スペースを有する施設は指定することができる。</u></p> <p>なお、施設については、新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること。または、耐震性診断により耐震性が確認された建築物であり、原則として鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。</p> <p>※ 平成24年度、広島県が最大クラスの津波（南海トラフ巨大地震）及び津波到達時間が短い津波（瀬戸内海域活断層等）を想定して作成したものであり、南海トラフ巨大地震による津波の高さは3.6m（海岸線における最高の津波水位を標高で表示）と想定されている。</p> |

3 その他の主な修正

(1) 国の防災基本計画の修正に基づき対応したことに伴う修正

| 修正前  | 修正後   |
|--|---|
| <p>基本・風水害対策編<br/>           第3章 災害応急対策<br/>           第6節 食品・生活必需品の給与等<br/>           第3 炊き出しその他による食品の給与<br/>           1～2 (略)<br/> <u>(新規)</u></p> | <p>基本・風水害対策編<br/>           第3章 災害応急対策<br/>           第6節 食品・生活必需品の給与等<br/>           第3 炊き出しその他による食品の給与<br/>           1～2 (略)<br/> <u>3 給与の実施方法</u><br/> <u>(1) 飲食業組合による炊き出し(対象区域：全市 時期：発災から概ね4日目以降)</u><br/> <u>飲食業組合による炊き出しは、市長(市災害対策本部事務局統制・検討班)の指示により、原則として、健康福祉局が行う。</u><br/> <u>市災害対策本部、健康福祉局の協力要領については次のフロー図による。</u></p>  <pre>           graph TD             Mayor["市長<br/>(市災害対策本部事務局<br/>統制・検討班)"]             Health["健康福祉局長<br/>(地域共生社会推進課)"]             District["区災害対策本部<br/>(区政調整課・地域起こし推進課)"]             Evacuation["指定避難所"]             Association["飲食業組合"]              Mayor -- ①指示 --&gt; Health             Health -- ⑥協議 --&gt; Mayor             Health -- ②調査 --&gt; District             District -- ④被害状況報告 --&gt; Health             District -- ③申請等 --&gt; Health             Health -- ⑤救助内容協議 --&gt; District             Health -- ⑦連絡・依頼 --&gt; Association             Association -- ⑧炊き出し --&gt; Evacuation             Association -- ⑨支払事務 --&gt; Health           </pre> <p><u>(2) 学校給食センター運営事業者による調理・配送(対象区域：安佐北区及び安佐南区の一部、時期：発災から概ね2週間経過以降)</u><br/> <u>学校給食センター運営事業者による調理・配送は、市長(市災害対策本部事務局統制・検討班)の指示により、原則として、健康福祉局及び経済観光局が協力して行う。</u><br/> <u>市災害対策本部、健康福祉局、経済観光局の協力要領については次のフロー図による。</u></p> |



教育委員会：各局と学校給食センター運営事業者との連絡・調整支援

(注) ② 被災者の数、食品の必要数等を的確に把握する。

⑪ 配送範囲は、原則として、学校給食センター維持管理・運営業務により学校給食が配送されている小学校区内とする。

(資料編) 参考地共-1 災害時における炊き出しの協力に関する協定書

(広島県飲食業生活衛生同業組合広島市支部)

参考地共-2 災害時における適温食の調達及び供給の協力に関する協定書

(株式会社東洋食品)

※ その他の関係する箇所についても資料2のとおり修正する。

(2) 新たな協定の締結に伴う修正

| 修正前   |               |                           |             | 修正後   |       |               |                           |                         |                       |                          |
|---|---------------|---------------------------|-------------|---|-------|---------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 基本・風水害対策編                                       |               |                           |             | 基本・風水害対策編                                       |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 第3章 災害応急対策                                      |               |                           |             | 第3章 災害応急対策                                      |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 第25節 応援要請及び協力                                   |               |                           |             | 第25節 応援要請及び協力                                   |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》                          |               |                           |             | 第1 公共的団体等への協力要請《危機管理室》                          |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 1～3 (略)   |               |                           |             | 1～3 (略)   |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 4 具体的な協力内容を協定している団体等                            |               |                           |             | 4 具体的な協力内容を協定している団体等                            |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 |               |                           |             | 下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。 |       |               |                           |                         |                       |                          |
| (1) 国及び地方公共団体等 (略)                              |               |                           |             | (1) 国及び地方公共団体等 (略)                              |       |               |                           |                         |                       |                          |
| (2) 民間団体  |               |                           |             | (2) 民間団体  |       |               |                           |                         |                       |                          |
|   | 所管局・課         | 協力内容                      | 団体名         | 資料番号  |       | 所管局・課         | 協力内容                      | 団体名                     | 資料番号                  |                          |
| 危機管理室   | (略)           |                           |             |   | 危機管理室 | (略)           |                           |                         |                       |                          |
|   | 災害予防課         | (略)                       |             |   |       | 災害予防課         | (略)                       | 災害時における車両貸与等            | スズキ(株)、(株)スズキ自販広島     | 資料編参考<br>危予-35           |
|   |               | <u>(新規)</u>               |             |   |       |               |                           |                         |                       |                          |
| (略)   |               |                           |             | (略)   |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 健康福祉局   | (略)           |                           |             |   | 健康福祉局 | (略)           |                           |                         |                       |                          |
|   | 地域共生社会<br>推進課 | <u>(新規)</u>               |             |   |       | 地域共生社会<br>推進課 | 災害時における炊き出しの協<br>力        | 広島県飲食業生活衛生同業組<br>合広島市支部 | 資料編参考<br>地共-1         |                          |
|   |               | (略)                       |             |   |       |               |                           |                         |                       | 災害時における適温食の調達<br>及び供給の協力 |
| (略)   |               |                           |             | (略)   |       |               |                           |                         |                       |                          |
| 経済観光局   | 地域産業振興<br>課   | 災害時における食料、生活必<br>需品の緊急調達等 | (略)         |   | 経済観光局 | 地域産業振興<br>課   | 災害時における食料、生活必<br>需品の緊急調達等 | (略)                     |                       |                          |
|   |               |                           | <u>(新規)</u> |   |       |               |                           |                         | コストコホールセールジャパ<br>ン(株) | 資料編参考<br>産地-16           |
| (略)   |               |                           |             | (略)   |       |               |                           |                         |                       |                          |

※ その他の関係する箇所についても資料2のとおり修正する。